

V 保健所における母子保健事業

1. 家庭訪問指導状況

(表5-1)

種別 保健所		令和2年度							令和3年度						
		総 数	北 部 保 健 所	中 部 保 健 所	那 覇 市 保 健 所	南 部 保 健 所	宮 古 保 健 所	八 重 山 保 健 所	総 数	北 部 保 健 所	中 部 保 健 所	那 覇 市 保 健 所	南 部 保 健 所	宮 古 保 健 所	八 重 山 保 健 所
妊産婦	実人員	1,157	0	1	1,155	1	0	0	1,217	0	0	1,217	0	0	0
	延人員	1,380	0	3	1,376	1	0	0	1,401	0	0	1,401	0	0	0
新生児 (未熟児を除く)	実人員	154	0	0	154	0	0	0	149	0	0	149	0	0	0
	延人員	162	0	0	162	0	0	0	163	0	0	163	0	0	0
未熟児	実人員	26	0	0	26	0	0	0	42	0	0	41	0	1	0
	延人員	28	0	0	28	0	0	0	55	0	0	54	0	1	0
乳 児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	827	0	0	827	0	0	0	906	0	0	906	0	0	0
	延人員	871	0	0	871	0	0	0	960	0	0	960	0	0	0
幼児	実人員	86	0	0	86	0	0	0	98	0	0	98	0	0	0
	延人員	102	0	0	102	0	0	0	131	0	0	131	0	0	0
長期療養児	実人員	189	19	64	37	44	20	5	119	14	50	22	26	3	4
	延人員	321	35	100	50	74	50	12	175	29	58	32	46	3	7
その他	実人員	52	0	0	52	0	0	0	56	0	0	56	0	0	0
	延人員	89	0	0	89	0	0	0	80	0	0	80	0	0	0
計	実人員	2,491	19	65	2,337	45	20	5	2,587	14	50	2,489	26	4	4
	延人員	2,953	35	103	2,678	75	50	12	2,965	29	58	2,821	46	4	7

資料: 令和2年度・令和3年度地域保健・健康増進事業報告より

※平成25年度から中央保健所(那覇市、浦添市等)廃止

※那覇市は那覇市保健所に移管、那覇市保健所は65,66頁市町村別(那覇市)の再掲

2. 先天代謝異常検査等実施状況

(表5-2)

年度	先天性代謝異常検査(4疾患)				クレチン症検査				先天性副腎過形成症検査				神経芽細胞腫検査				
	事業開始 年	S52		患者数	S55		患者数	H元年		患者数	S59		患者数				
検査件数	実施率	再検査数	検査件数		実施率	再検査数		検査件数	実施率		再検査数	検査件数		再検査数	陽性	患者数	
14	16,571	17,160	103.6	21	ガラクトース血症1	17,160	103.6	324	6	17,160	103.6	111	1	11,811	245	9	5
15	16,303	16,970	104.1	61	ガラクトース血症2	16,970	104.1	287	15	16,970	104.1	100	6	9,214	355	8	5
16	16,362	17,077	104.4	53	フェニルケトン ホモシチン血症	17,077	104.4	242	6	17,077	104.4	25	2				
17	16,115	16,721	103.8	54	ガラクトース2	16,721	103.8	331	9	16,721	103.8	36	0				
18	16,483	17,156	104.1	61	フェニルケトン尿症2	17,156	104.1	371	10	17,156	104.1	27	0				
19	16,588	17,305	104.3	51	フェニルケトン尿症1	17,305	104.3	382	11	17,305	104.3	27	1				
20	16,736	17,601	105.2	51	0	17,601	105.2	265	4	17,601	105.2	21	0				
21	16,744	17,351	103.6	60	0	17,351	103.6	306	18	17,351	103.6	24	1				
22	17,098	17,887	104.6	76	ガラクトース血症1	17,887	104.6	352	16	17,887	104.6	20	2				
23	16,918	17,628	104.2	67	フェニルケトン尿症、 ガラクトース血症 3	17,628	104.2	326	9	17,628	104.2	23	2				
24	17,074	17,625	103.2	90	ガラクトース血症 ホモシチン尿症4	17,625	103.2	337	10	17,625	103.2	34	1				
25	17,209	17,782	103.3	70	ガラクトース血症 ホモシチン尿症5	17,782	103.3	275	17	17,782	103.3	54	2				
26 (4～9月)	8,299	8,634	104.0	43	ガラクトース血症3	8,634	104.0	93	8	8,634	104.0	17	1				

休止

タンデムマス法導入以降の検査実施状況

	ガラクトース血症検査				クレチン症検査				先天性副腎過形成症検査				タンデムマス検査			
	検査件数	実施率	患者数	検査件数	実施率	患者数	検査件数	実施率	検査件数	実施率	患者数	検査件数	実施率	再検査数	患者数	検査件数
26 (10～3月)	8,241	103.5	210	1	8,532	103.5	320	8	8,532	103.5	239	1	8,532	103.5	212	高チロシン血症1
27	17,062	17,202	100.8	2	17,202	100.8	744	15	17,202	100.8	530	4	17,202	100.8	499	ガラクトース血症1型 OPT2/GAGT欠損症 その他
28	16,760	17,172	102.5	541	17,298	103.2	667	13	17,212	102.7	581	2	17,272	103.1	641	15(7プロピオン血症 VLCAD欠損症 他)
29	16,324	16,842	107.1	545	17,018	108.2	699	14	16,921	107.6	602	2	16,892	107.4	573	8(VLCAD欠損症 メチルマロン酸血症 他)
30	15,732	16,157	102.7	496	16,341	103.9	680	22	16,212	103.1	551	4	16,199	103.0	538	7(VLCAD欠損症 グルタル酸血症、 プロピオン酸血症 他)
R1	14,902	15,700	105.4	545	15,808	106.1	653	30	15,725	105.5	570	4	15,669	105.1	514	3(シトリン欠損症、 メチルマロン酸血症、 プロピオン酸血症 他)
R2	14,943	15,551	104.1	461	15,708	105.1	618	103	15,570	104.2	480	2	15,533	104.0	443	8(シトリン欠損症、 メチルマロン酸血症、 プロピオン酸血症 他)
R3	14,535	15,144	104.2	484	15,283	105.1	623	106	15,169	104.4	509	3	15,130	104.1	470	11型、メチルクロニ グルタル酸血症、ホ モシチン尿症、ホ モシチン尿症、 メチルマロン酸血症
R4	13,594	13,954	102.6	454	14,047	103.3	574	98	13,968	102.8	468	4	13,951	102.6	451	11型 OPT-2欠損 症、MCAD欠損症、 メチルマロン酸血症 他)

※H26、10月からタンデムマス法による検査を実施(対象疾患が6疾患から19疾患)(令和2年度現在20疾患)

※未熟児の再検査は検査件数に含まれるため、実施率が100%を超えることがある

※患者数には要経過観察者も含む

※R1、11から先天性代謝異常検査にFT4追加

3.妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費支給状況

* 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費

妊娠高血圧症候群等にかかり7日以上入院した妊産婦に対し、所得階層に応じて医療費の一部を支給する。申請は各保健所で行う。

(表5-3)

年 度	支給件数	入院延日数	疾 病 分 類		
			妊娠高血圧症候群	糖 尿 病	その他合併症
平成15	7	104	6	-	1
16	8	142	5	1	2
17	12	184	7	5	0
18	4	41	3	0	1
19	11	156	8	0	3
20	9	90	8	1	0
21	10	142	8	0	2
22	8	123	5	0	3
23	5	71	5	0	0
24	3	47	0	3	0
25	3	39	1	2	0
26	1	21	0	1	0
27	1	21	1	0	0
28	3	49	1	2	0
29	1	19	0	1	0
30	0	0	0	0	0
R1	1	21	1	0	0
R2	0	0	0	0	0
R3	2	32	0	2	0
R4	0	0	0	0	0

4. 令和4年度保健所別

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費支給状況

(表5-4)

項 目 保健所	支給件数	世 帯 階 層 区 分				疾 病 名		
		A	B	C	D	妊娠高血圧症	糖尿病	その他合併症
北部保健所	0							
中部保健所	0							
那覇市保健所	0							
南部保健所	0							
宮古保健所	0							
八重山保健所	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

※世帯階層区分 A:生活保護世帯

B:市町村民税非課税世帯

C:所得税非課税世帯

D:所得税課税世帯の所得税年額15,000円以下の世帯

5. 小児慢性特定疾病医療費助成制度 医療受給者証新規交付状況

令和4年3月1日～令和5年2月28日申請分

(表5-5)

年度 対象疾患名	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	2年	3年	4年
総数	659	535	499	495	479	502	562	537	460	422	512	445	450	412	370	464	386
悪性新生物	47	47	54	39	36	47	15	33	24	42	32	32	28	40	24	40	26
慢性腎疾患	41	38	41	36	35	42	41	34	42	38	27	27	26	28	31	28	30
慢性呼吸器疾患	55	36	41	33	39	52	78	51	44	53	41	43	45	40	19	36	42
慢性心疾患	95	95	107	107	111	139	149	105	86	112	67	68	76	85	57	68	44
内分泌疾患	159	169	160	169	203	168	159	159	147	149	155	158	129	138	134	151	123
膠原病	60	50	36	32	25	39	22	12	18	15	17	17	15	12	10	18	6
糖尿病	15	17	12	16	8	18	24	22	10	10	16	16	16	13	14	23	27
先天性代謝異常	12	13	12	8	14	14	12	20	6	8	12	12	6	7	10	6	9
血液疾患	22	17	11	13	14	15	9	6	10	3	3	3	5	0	2	4	6
免疫疾患 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	0	0	3	1	2	6	2
神経・筋疾患	24	12	15	16	17	22	21	13	22	52	40	40	27	43	33	37	29
慢性消化器疾患	5	5	6	10	0	6	7	5	5	17	17	17	13	15	21	20	22
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	4	11	14	13	16	13	8	14	13
皮膚疾患 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	4	4	1	1	1	1	1
骨系統疾患 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	4	10	5
脈管系疾患 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	0	2	1

※1 平成27年1月1日より新たに追加された疾患群

※2 平成30年4月1日より新たに追加された疾患群

6. 保健所別小児慢性特定疾病医療受給者証新規交付状況

(表5-6)

対象疾患名 保健所名	計 (※)	悪性 新生物	慢性 腎疾患	慢性 呼吸器 疾患	慢性 心疾患	内分 泌疾患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 液 疾 患	免 疫 疾 患	神 経 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	脈 管 系 疾 患
計	386	26	30	42	44	123	6	27	9	6	2	29	22	13	1	5	1
北部保健所	45	5	1	9	3	16	0	2	2	0	1	5	0	1	0	0	0
中部保健所	168	11	11	21	23	49	2	12	2	4	0	12	12	6	1	2	0
南部保健所	130	5	14	10	13	51	2	11	3	1	1	9	8	0	0	2	0
宮古保健所	9	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0
八重山保健所	34	4	3	1	4	6	1	2	2	1	0	3	1	4	0	1	1
那覇市保健所(※)	89	7	3	7	9	30	4	6	4	2	0	11	3	1	1	1	0

※平成25年度の中核市移行に伴い、那覇市保健所分の実施主体是那覇市となるため、合計数には含まない

7. 小児慢性特定疾病医療給付状況

(表5-7)

対 象 疾 患 名		実人員 (人)	延件数 (件)
計		2,555	29,894
悪 性 新 生 物	入 院	32	270
	通 院	142	1,603
慢 性 腎 疾 患	入 院	10	102
	通 院	165	1,975
慢 性 呼 吸 器 疾 患	入 院	19	210
	通 院	175	3,207
慢 性 心 疾 患	入 院	57	334
	通 院	405	4,144
内 分 泌 疾 患	入 院	3	34
	通 院	772	7,357
膠 原 病	入 院	3	12
	通 院	64	836
糖 尿 病	入 院	7	45
	通 院	117	1,969
先 天 性 代 謝 異 常	入 院	2	44
	通 院	73	1,059
血液疾患	入 院	29	43
	通 院	6	401
免疫疾患	入 院	2	16
	通 院	18	157
神 経 ・ 筋 疾 患	入 院	22	224
	通 院	225	3,401
慢 性 消 化 器 疾 患	入 院	9	82
	通 院	113	1,261
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	入 院	2	33
	通 院	33	528
皮膚疾患	入 院	3	8
	通 院	6	100
骨系統疾患	入 院	2	24
	通 院	35	384
脈管系疾患	入 院	0	2
	通 院	4	29

令和4年3月～令和5年2月診療分に係る件数(那覇市分を除く)

8. 小児慢性特定疾病医療費助成制度実績報告

小児慢性特定疾病公費医療負担額及び受給者数の推移

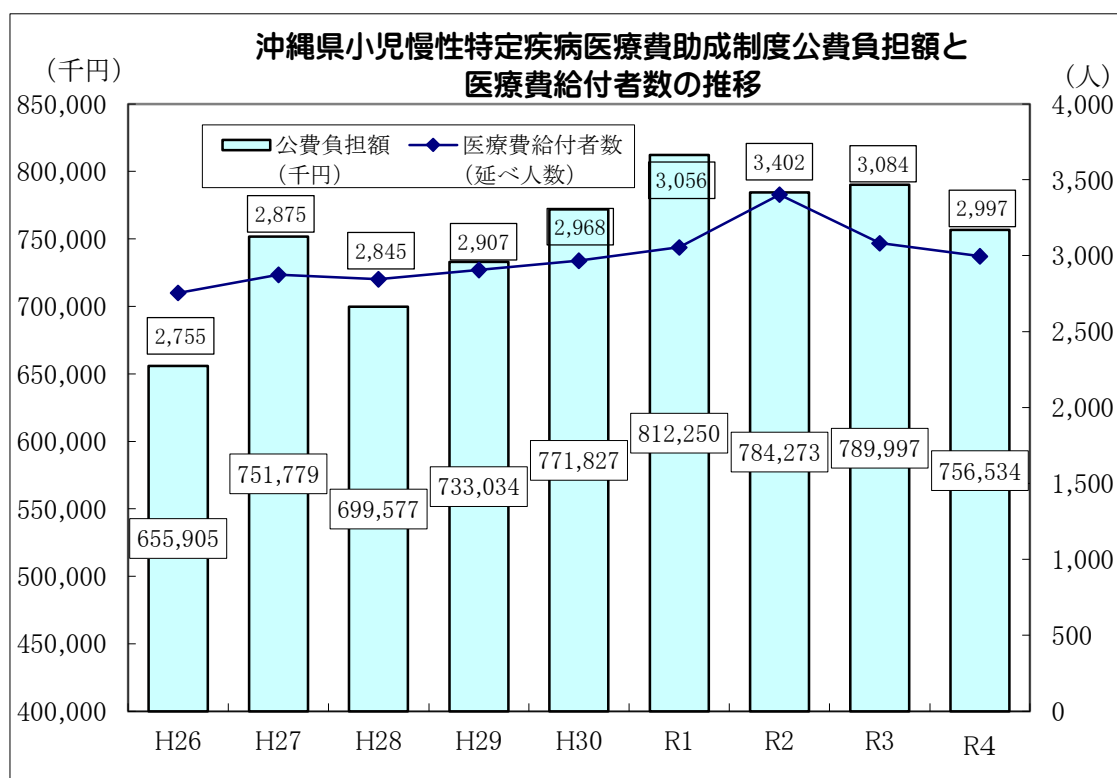
(表5-8)

(1) 全体の推移

※H25年度より那覇市中核市へ移行(数字は那覇市を含む)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
公費負担額 (千円) (うち県負担分)	655,905 (511,713)	751,779 (581,014)	699,577 (536,086)	733,034 (552,527)	771,827 (583,145)	812,250 (579,540)	784,273 (567,045)	789,997 (571,232)	756,534 (560,864)
公費負担額 前年度比(%)	△3.8	14.3	△6.9	4.8	5.3	5.2	△3.4	0.7	△4.2
医療費給付者数 (延べ人数) (うち那覇市以外)	2,755 (2,224)	2,875 (2,326)	2,845 (2,265)	2,907 (2,322)	2,968 (2,355)	3,056 (2,446)	3,402 (2,704)	3,084 (2,481)	2,997 (2,412)
医療費給付者数 前年度比(%)	△0.4	6.6	△1.2	0.1	2.1	3.0	11.3	△9.3	△2.8

(図5-1)



<参考>

*平成25年より、那覇市中核市移行

*平成27年1月1日新制度に移行

<主な変更点>

1 対象疾患が見直され、14疾患群704疾病となった

2 自己負担額の算定基準が所得税から地方住民税に変更された

3 指定医療機関・指定医制度が新たに導入された

*平成30年4月1日より、16疾患群756疾病が対象となった

*令和元年7月1日より、新たに6疾病が追加され、16疾患群762疾病が対象となった

*令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者証有効期間の自動延長措置がとられた

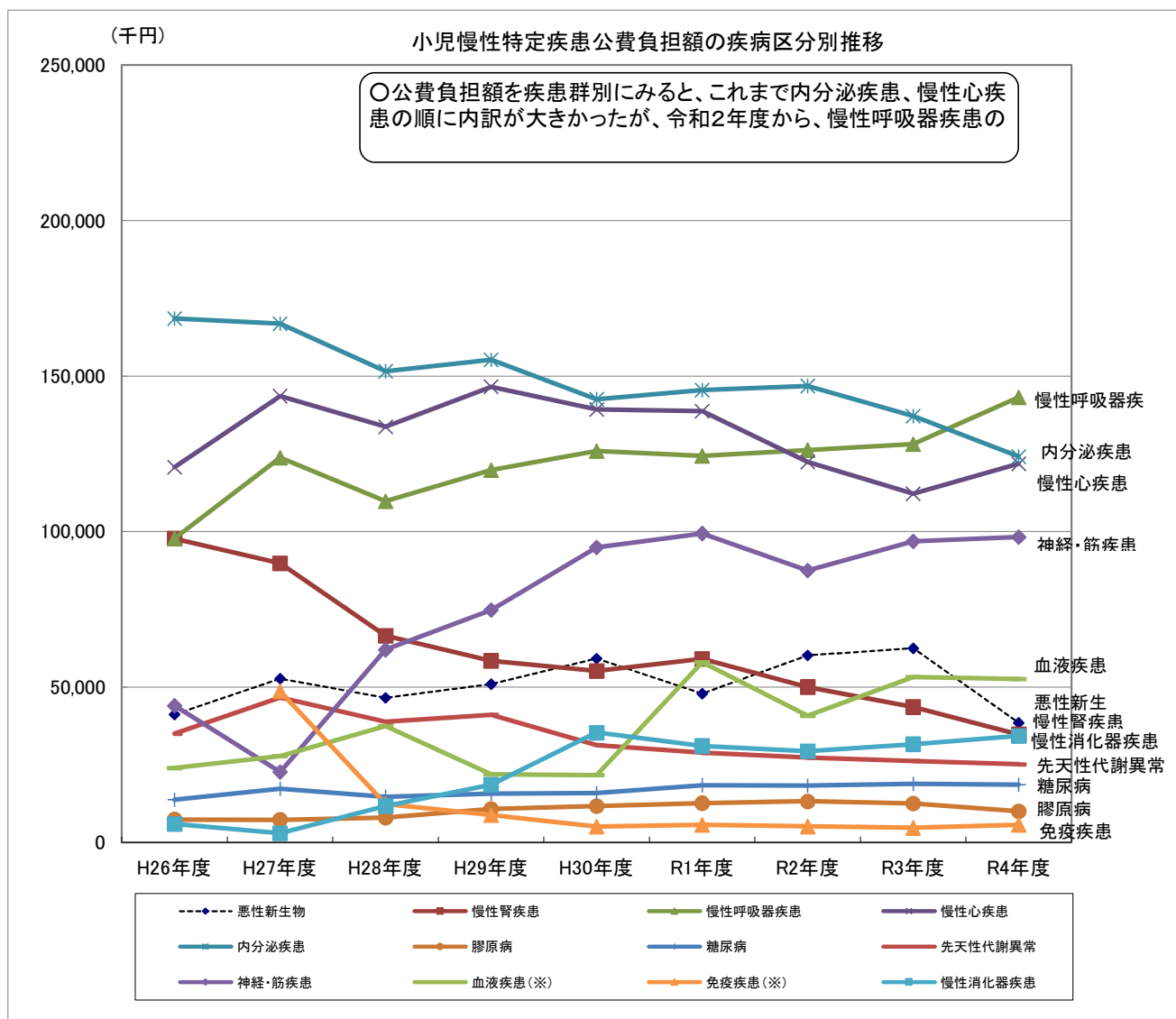
(2) 疾患群別公費負担額の推移

(単位:千円)(表5-9)

疾患群	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
悪性新生物	41,131	52,645	46,514	50,943	59,126	47,830	60,137	62,471	38,489
慢性腎疾患	97,720	89,729	66,459	58,421	55,153	59,032	49,953	43,576	34,725
慢性呼吸器疾患	97,801	123,781	109,734	119,779	125,899	124,364	126,203	128,109	143,203
慢性心疾患	120,718	143,561	133,728	146,562	139,272	138,730	122,337	112,141	121,811
内分泌疾患	168,504	166,866	151,524	155,284	142,527	145,487	146,858	137,082	124,103
膠原病	7,382	7,276	7,969	10,789	11,707	12,634	13,243	12,529	10,015
糖尿病	13,756	17,238	14,722	15,709	15,915	18,400	18,259	18,849	18,540
先天性代謝異常	34,968	46,612	38,795	41,056	31,297	28,848	27,278	26,259	25,163
血液疾患(※)	23,971	(血)27,823	(血)37,412	(血)21,914	(血)21,663	(血)57,953	(血)40,754	(血)53,201	(血)52,559
免疫疾患(※)		(免)48,682	(免)12,328	(免) 8,820	(免) 5,055	(免) 5,668	(免) 5,131	(免) 4,698	(免) 5,706
神経・筋疾患	44,002	22,678	62,012	74,759	94,900	99,353	87,480	96,879	98,210
慢性消化器疾患	5,952	2,972	11,702	18,539	35,336	31,034	29,309	31,616	34,266
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	—	1,761	6,358	9,906	10,491	16,234	30,667	30,925	27,203
皮膚疾患	—	155	320	553	1,865	3,044	1,415	1,419	2,414
骨系統疾患	—	—	—	—	20,924	23,158	24,773	30,068	20,014
脈管系疾患	—	—	—	—	697	481	476	175	113
合 計	655,905	751,779	699,577	733,034	771,827	812,250	784,273	789,997	756,534

※平成27年の制度改正により、旧「血友病等血液・免疫疾患」は血液疾患と免疫疾患に疾患群が分かれた

(図5-2)



(3) 疾患群別医療費受給者数の推移

(表5-10)

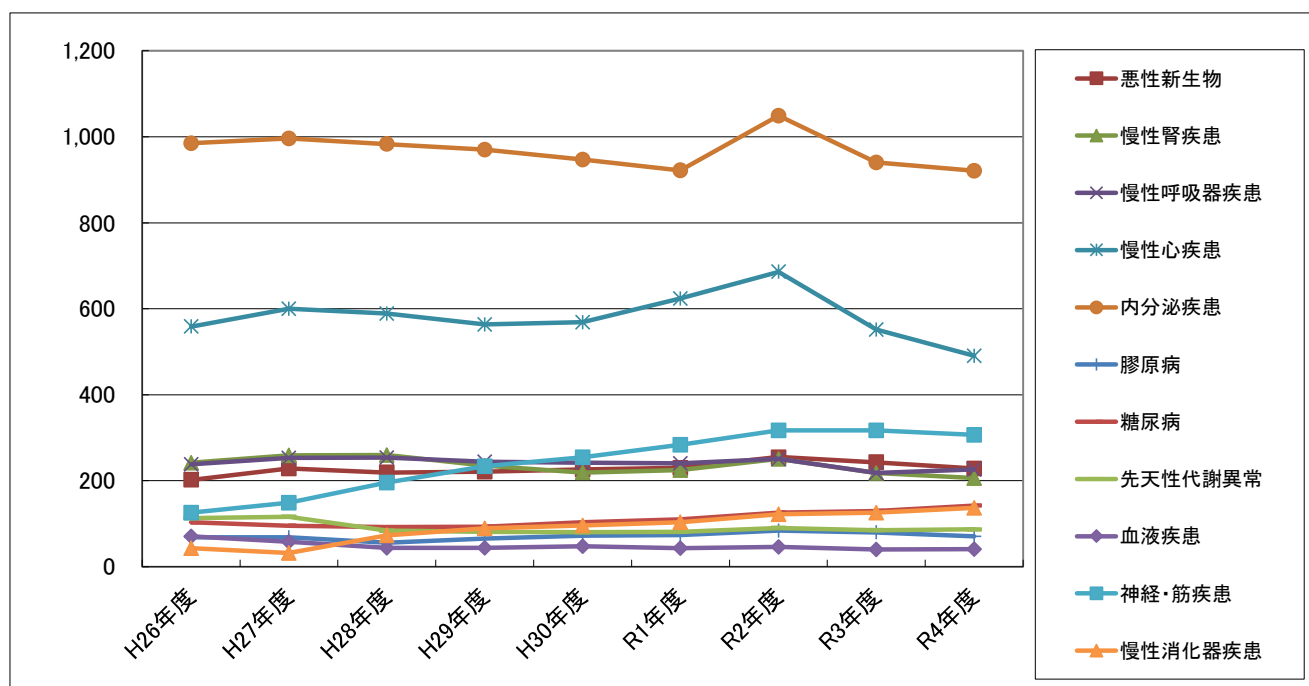
(単位:人)

疾患群	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	対前年度	
										増減数	増減率
悪性新生物	202	228	219	221	226	230	255	243	228	△15	△6.2%
慢性腎疾患	242	259	260	235	219	225	251	218	206	△12	△5.5%
慢性呼吸器疾患	238	253	254	244	242	240	251	218	226	8	3.7%
慢性心疾患	559	600	589	564	569	624	686	552	491	△61	△11.1%
内分泌疾患	985	996	983	970	947	922	1,049	940	921	△19	△2.0%
膠原病	68	68	56	66	72	74	84	80	71	△9	△11.3%
糖尿病	103	95	92	93	103	110	126	130	142	12	9.2%
先天性代謝異常	113	116	84	81	80	81	90	85	87	2	2.4%
血液疾患	71	58	44	44	48	43	46	40	41	1	2.5%
免疫疾患		84	27	21	20	18	18	20	18	△2	△10.0%
神経・筋疾患	126	149	196	234	255	284	317	317	307	△10	△3.2%
慢性消化器疾患	43	32	73	89	96	103	122	126	137	11	8.7%
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	10	20	25	39	45	53	55	58	62	4	6.9%
皮膚疾患	1	1	2	6	7	8	8	9	11	2	22.2%
骨系統疾患	-	-	-	-	34	34	37	40	39	△1	-
脈管系疾患	-	-	-	-	5	7	7	8	10	2	-
合 計	2,761	2,959	2,904	2,907	2,968	3,056	3,402	3,084	2,997	△87	△2.8%

※複数疾病受給している場合は、疾病毎に「1」と計上

沖縄県では、内分泌疾患の受給者数が最も多く、次いで慢性心疾患となっており、内分泌疾患と慢性心疾患で県内全受給者の5割弱を占めている。
また、令和2年度は新型コロナの影響により受給者証の自動更新(有効期間の一律延長)措置がとられたため、受給者数は大幅に増加したが令和3年度は更新の手続きがとられたため、前年度から大幅に減少している。
(前年度比:△9.3%)

(図5-3)



9. 特定不妊治療費助成事業の実績

1 目 的

特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要する経費の一部を助成することにより、子どもを望む夫婦の経済的負担の軽減を図る。

2 助成実績

(表 5-11)

年度	助成組数	助成件数	助成額 (千円)	助成内容
H17	194	194	19,117	1 回 10 万円まで 年 1 回、通算 2 年間
H18	350	350	34,593	1 回 10 万円まで 年 1 回、 <u>通算 5 年間</u>
H19	394	588	55,839	1 回 10 万円まで <u>年 2 回</u> 、通算 5 年間
H20	417	655	60,382	1 回 10 万円まで 年 2 回、通算 5 年間
H21	582	1,023	115,050	<u>1 回 15 万円まで</u> 年 2 回、通算 5 年間
H22	589	894	114,247	1 回 15 万円まで 年 2 回、通算 5 年間
H23	754	1,178	152,942	1 回 15 万円まで 年 2 回(初年度は 3 回)、通算 5 年間(合計 10 回)
H24	845	1,391	183,346	1 回 15 万円まで 年 2 回(初年度は 3 回)、通算 5 年間(合計 10 回)
H25	873	1,402	174,604	1 回 15 万円まで (C・F については 7.5 万円まで) 年 2 回(初年度は 3 回)、通算 5 年間(合計 10 回)
H26	896	1,471	179,951	1 回 15 万円まで (C・F については 7.5 万円まで) 年 2 回(初年度は 3 回)、通算 5 年間(合計 10 回) <u>※新規で 40 歳未満の方を除く</u>
H27	980	1,541	202,571	平成 28 年 1 月 20 日以降に治療終了し、初回申請の場合に上限 30 万円 (C・F 除く)。男性不妊治療を行った場合、別途 15 万円まで助成 (C 除く)。
H28	846	1,268	225,171	43 歳未満の方が助成対象。妻の治療開始時点の年齢が 40 歳未満の方は 43 歳になるまでに 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満の方は 3 回まで助成。

H29	879	1,331	222,496	43 歳未満の方が助成対象。妻の治療開始時点の年齢が 40 歳未満の方は 43 歳になるまでに 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満の方は 3 回まで助成。
H30	850	1,298	218,243	43 歳未満の方が助成対象。妻の治療開始時点の年齢が 40 歳未満の方は 43 歳になるまでに 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満の方は 3 回まで助成。
R1	798	1,336	223,065	43 歳未満の方が助成対象。妻の治療開始時点の年齢が 40 歳未満の方は 43 歳になるまでに 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満の方は 3 回まで助成。男性不妊治療を行った場合、初回につき別途上限 30 万円まで助成。
R2	907	1,400	250,507	<u>新型コロナウイルス感染拡大に係る特例措置あり。※1</u> <u>令和 3 年 1 月 1 日以降の治療終了者の申請分より、以下のように対象者が拡充。※2</u> ・43 歳未満の法律婚又は事実上の婚姻関係にある夫婦が助成対象。助成回数は一子ごとに算定し、妻の治療開始時点の年齢が 40 歳未満の方は 43 歳になるまでに 6 回、40 歳以上 43 歳未満の方は 3 回まで助成。 ・助成金額は一回の申請あたり上限 30 万円。 ・所得制限はなし。
R3	1,219	2,035	422,913	・43 歳未満の法律婚又は事実上の婚姻関係にある夫婦が助成対象。助成回数は一子ごとに算定し、妻の治療開始時点の年齢が 40 歳未満の方は 43 歳になるまでに 6 回、40 歳以上 43 歳未満の方は 3 回まで助成。 ・助成金額は一回の申請あたり上限 30 万円。 ・所得制限はなし。 ・<u>新型コロナウイルス感染拡大に係る特例措置あり。※1</u>
R4	393	393	80,541	・43 歳未満の法律婚又は事実上の婚姻関係にある夫婦が助成対象。助成回数は一子ごとに算定し、妻の治療開始時点の年齢が 40 歳未満の方は 43 歳になるまでに 6 回、40 歳以上 43 歳未満の方は 3 回まで助成。 ・助成金額は一回の申請あたり上限 30 万円。 ・令和 4 年度内は 1 回まで助成。 ・所得制限はなし。

※指定医療機関は、

- ①ウィメンズクリニック系数、②うえむら病院、
 ③友愛医療センター（R2.8.1 豊見城中央病院より移転）、④やびく産婦人科・小児科、
 ⑤琉球大学病院（R2.4.1 琉球大学医学部附属病院より名称変更）、
 ⑥空の森クリニック

※1 新型コロナウイルス感染拡大に係る特例措置

新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に年齢要件を緩和する。

対象：令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳の夫婦については、治療期間初日の妻の年齢が44歳に到達する前日（43歳）まで、助成対象。

通算回数：令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳の夫婦については、初回申請時の治療開始日の妻の年齢が40歳の場合においても、通算6回まで助成。

※当該年度緩和要件は令和2年3月31日時点の助成対象要件を満たす必要がある。（事実婚、夫婦の合計所得が730万円を超える場合及び令和2年3月31日時点の妻の年齢が42歳且つ治療開始日の妻の年齢が43歳で、助成の上限回数に達している場合は対象外。

※2 令和3年1月1日拡充前後の対象者の比較

	旧（拡充前）	新（拡充後）
所得制限	夫婦の所得合計が730万円以下	所得制限撤廃
助成金額	1回15万円	1回30万円
助成回数	生涯で通算6回まで	1子ごとに6回まで
婚姻要件	事実婚は対象外	事実婚も対象

3 申請状況

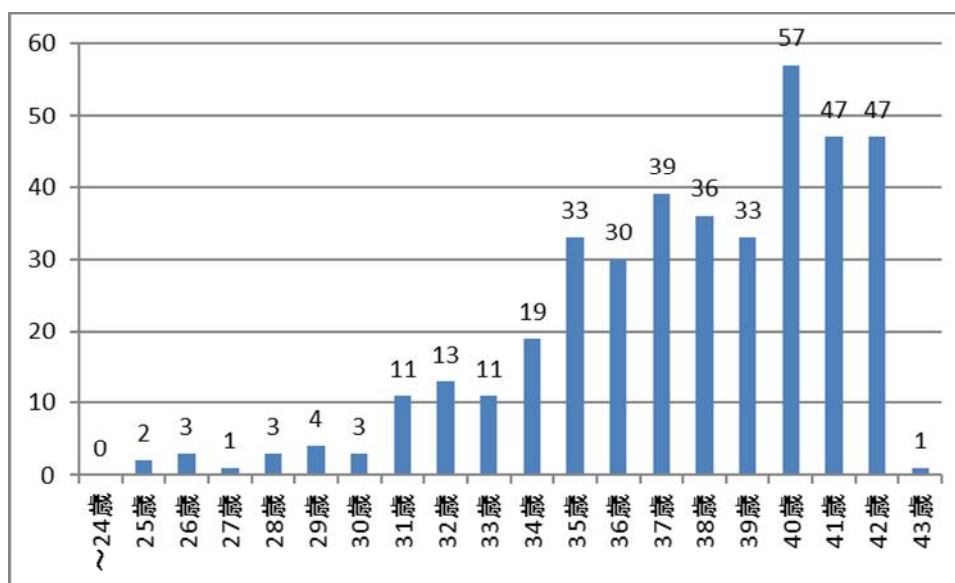
（1）申請者の状況

（表5-12）

	R4	R3
平均年齢	夫（39.4歳） 妻（37.6歳）	夫（39.2歳） 妻（37.3歳）
平均治療費（申請額）	333,820円	311,174円
平均助成額（交付決定額）	204,939円	207,718円

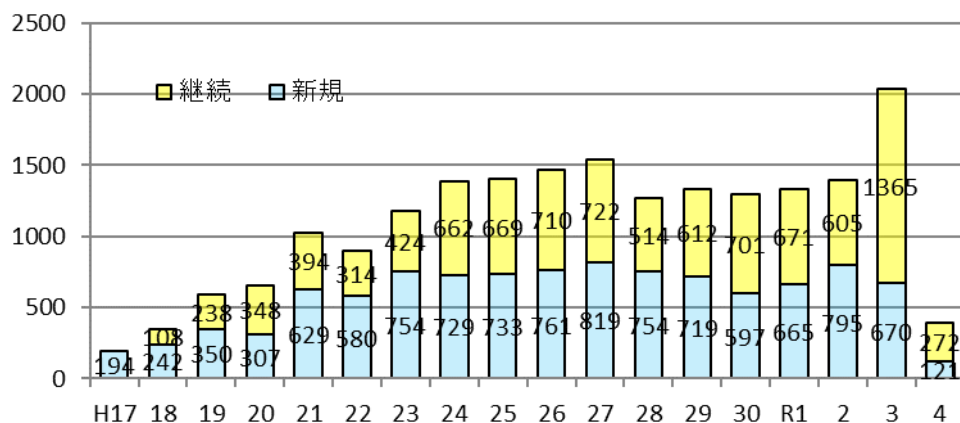
（2）申請者（妻）の年齢分布

（図5-4）



(3) 申請件数

(図 5-5)



(4) 特定不妊治療実績 (指定医療機関集計)

(表 5-13)

年度	治療 区分	患者 総数	治療周期総数	採卵 総数	移植 総数	妊娠数
H17		482	689	636	370	59
H18		535	784	727	384	81
H19		580	902	786	471	101
H20		602	830	748	436	85
H21	新鮮胚	515	779	691	280	48
	凍結胚	499	855		742	134
H22	新鮮胚	843	1,224	1,116	414	72
	凍結胚	630	1,065		987	199
H23	新鮮胚	1,014	1,396	1,562	408	82
	凍結胚	784	1,224		1,588	262
H24	新鮮胚	1,098	1,504	1,313	437	89
	凍結胚	879	1,339		1,251	279
H25	新鮮胚	1,099	1,565	1,460	511	98
	凍結胚	1,090	1,612		1,563	381
H26	新鮮胚	1,352	1,886	1,764	515	102
	凍結胚	1,242	1,570		1,712	426
H27	新鮮胚	1,457	2,125	1,887	629	113
	凍結胚	1,455	2,210		2,134	608
H28	新鮮胚	1,659	2,394	2,121	621	149
	凍結胚	1,674	2,446		2,393	654
H29	新鮮胚	1,411	2,159	1,882	544	142
	凍結胚	1,614	2,551		2,451	738
H30	新鮮胚	1,518	2,149	1,999	534	138
	凍結胚	1,632	2,364		2,332	742
R1	新鮮胚	1,585	2,147	2,095	527	135
	凍結胚	1,654	2,530		2,491	850
R2	新鮮胚	1,511	2,259	2,098	479	109
	凍結胚	1,746	2,490		2,415	815
R3	新鮮胚	2,154	2,547	2,278	446	93
	凍結胚	2,154	2,741		2,680	959
R4	新鮮胚	1,820	2,766	2,581	598	114
	凍結胚	1,898	2,975		2,884	1,022

※指定医療機関からの報告に基づき集計 (暦年)。

10.県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和4年9月時点)

市町村	所属	支援制度内容
1 国頭村	福祉課	制度名称 国頭村特定不妊治療費助成制度・国頭村不妊治療費助成制度・国頭村不妊治療に係る交通費の一部助成制度
		制度開始年度 平成28年度
		対象治療 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)一般不妊治療(タイミング療法・排卵誘発法など)
		対象者 戸籍上の夫婦・夫婦のいずれか一方もしくは両方が、村内に1年以上住所を有し、助成後も3年以上村内に住所を有する者・対象者及び世帯員に村税等の滞納がないこと・医療保険に加入していること。
		助成上限額(1回あたり) ・特定不妊治療 1年度15万円を限度に通算5年間 ・一般不妊治療 本人負担額の1/2の額で1年間5万円を限度に通算2年間
		回数制限 特定不妊治療(通算5年間) 一般不妊治療(通算2年間)
		医療機関の条件 県が助成対象となる不妊治療を行う医療機関として指定している医療機関
		その他 不妊治療に係る交通費 1年度毎に限度額5万円
2 大宜味村	住民福祉課	制度名称 大宜味村不妊治療費助成制度
		制度開始年度 平成31年度(令和元年度)
		対象治療 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)一般不妊治療(タイミング療法・排卵誘発法など)
		対象者 戸籍上の夫婦・夫婦のいずれか一方もしくは両方が、村内に1年以上住所を有し、助成後も3年以上村内に住所を有する者・夫婦に村税等の滞納がないこと・医療保険に加入していること。
		助成上限額(1回あたり) ・特定不妊治療 1年度15万円を限度に通算5年間 ・一般不妊治療 本人負担額の1/2の額で1年間5万円を限度に通算2年間
		回数制限 特定(5年間)・一般(2年間)
		医療機関の条件 県が助成対象となる不妊治療を行う医療機関として指定している医療機関
		その他 不妊治療に係る交通費 1回あたり4000円 1年度あたり上限4万円
3 東村	福祉保健課	制度名称 東村不妊治療費等助成事業
		制度開始年度 平成29年度
		対象治療 一般不妊治療・特定不妊治療
		対象者 ・不妊治療を受けた夫婦(夫婦のいずれか一方もしくは両方が、村内に1年以上住所を有し、助成後も3年以上村内に住所を有するもの) ・対象者及び世帯員全員に村税等の滞納がないこと。
		助成上限額(1回あたり) 一般不妊治療1年度につき¥50,000 特定不妊治療1年度につき¥150,000
		回数制限 特定:(沖縄県指定医療機関)・一般:(産婦人科などを標榜している医療機関)
		医療機関の条件 不妊治療に係る交通費 1回あたり¥4,000 1年度あたり上限¥40,000
		その他 不妊治療に係る交通費 1回あたり¥4,000 1年度あたり上限¥40,000
4 今帰仁村	福祉保健課 (保健センター)	制度名称 今帰仁村特定不妊治療費助成事業・今帰仁村一般不妊治療費助成事業・今帰仁村不育治療費助成事業
		制度開始年度 平成24年度
		対象治療 特定:(体外受精・顕微授精)・一般:(保険適用内外の不妊治療など)・不育:(不育治療)
		対象者 本村に1年以上住所を有する法律上の夫婦・村税等の滞納が無い事
		助成上限額(1回あたり) 特定:(1年度15万円)・一般:(自己負担額の1/2の額で1年度5万円) 不育:(自己負担額の1/2の額で1年度15万円)
		回数制限 特定:(5年間)・一般(2年間)・不育(6回)
		医療機関の条件 特定:(沖縄県指定医療機関)・一般:(産婦人科などを標榜している医療機関)不育:(産婦人科などを標榜している医療機関)
		その他

10.県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和4年9月時点)

市町村	所属	支援制度内容
5 本部町	子育て支援課	制度名称 本部町特定不妊治療費助成制度
		制度開始年度 平成28年度
		対象治療 特定不妊治療(体外受精・顕微授精)
		対象者 ・沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受けた者 ・夫婦の双方又は一方が、交付申請日において本部町に1年以上住所を有していること ・町税等を滞納していないこと
		助成上限額(1回あたり) 特定不妊治療に要した費用から沖縄県助成事業による助成金を差し引いた額で、1会計年度あたり15万円を限度
		回数制限 沖縄県の事業に準ずる
		医療機関の条件 沖縄県が指定している医療機関
		その他
		制度名称 本部町一般不妊治療及び不育症治療費助成事業
		制度開始年度 令和元年7月1日
		対象治療 一般不妊治療(体外受精・顕微授精等を除く)及び不育症治療
		対象者 ・戸籍上の夫婦 ・夫及び妻が被保険者、組合員又は被扶養者であること ・夫婦の双方又は一方が、交付申請日において本部町に1年以上住所を有していること ・町税等を滞納していない方 ・夫婦の前年所得の合計額が730万円未満 ・妻の年齢が43歳未満
		助成上限額(1回あたり) 一般不妊及び不育症治療に要した費用の1/2相当の額で、1会計年度あたり各5万円を限度
		回数制限 なし
		医療機関の条件 沖縄県が指定している医療機関
		その他 助成期間は助成開始月から継続する2年とし上限5万円の間で助成を行う。ただし、次の挙児を得るために治療を行う場合は、助成期間を再び2年設置する。
		制度名称 本部町不妊治療及び不育症治療支援事業
		制度開始年度 令和4年4月1日
		対象治療 不妊治療及び不育症治療
		対象者 ・戸籍上の夫婦及び事実婚関係のもの ・夫及び妻が被保険者、組合員又は被扶養者であること ・申請者が、治療初日から本部町に1年以上住所を有していること ・町税等を滞納していない方
		助成上限額(1回あたり) 治療1日当たり3,000円で、1会計年度あたり各3万円を限度
		回数制限 なし
		医療機関の条件 治療を実施できる医療機関
		その他 治療開始が令和4年4月1日以降のものに限る
6 伊江村	医療保健課	制度名称 不妊治療費助成
		制度開始年度 平成27年度
		対象治療 ・一般不妊治療・不育治療・特定不妊治療
		対象者 ・戸籍上の夫婦・伊江村に1年以上住所を有している・村税等の滞納がない・医療保険に加入している。
		助成上限額(1回あたり) ・一般不妊治療:1年度当たり20万円・不育治療:1年度あたり15万円・特定不妊治療:1回あたり25万円
		回数制限 一般不妊治療費・不育治療は開始した月から継続3年間・特定は県と同様
		医療機関の条件 指定医療機関
		その他 43歳以上の夫婦へも特定不妊治療の助成は継続、上限1回あたり35万円
7 伊平屋村	住民課	制度名称 島外医療機関の受診に係る渡航費助成
		制度開始年度 平成29年度
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 県の特定不妊治療費助成事業を活用している夫婦
		助成上限額(1回あたり) 船賃:1,540円、宿泊費:6,000円×必要な日数
		回数制限 なし
		医療機関の条件 特定不妊治療のできる医療機関
		その他 沖縄県離島患者等支援事業を活用
8 伊是名村	住民福祉課 (保健センター)	制度名称 伊是名村特定患者支援事業渡航費等助成
		制度開始年度 平成30年度
		対象治療 特定不妊治療を受ける夫婦
		対象者 村に住所を有する者、戸籍上の夫婦
		助成上限額(1回あたり) 船賃:1,010円、車賃:3,000円*1回、宿泊費:上限5,000円以内の実費*必要な日数
		回数制限 制限なし
		医療機関の条件 特定不妊治療のできる医療機関
		その他 沖縄県離島患者等通院費支援事業を活用

10.県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和4年9月時点)

市町村	所属	支援制度内容
9 恩納村	健康保険課	制度名称 恩納村特定不妊治療費助成事業 ・恩納村一般不妊治療費助成事業
		制度開始年度 2019年度
		対象治療 特定不妊治療(体外受精・顕微授精) 一般不妊治療(保険適用内外の不妊治療など)
		対象者 ①特定不妊治療:沖縄県要綱により助成を受けている方 ※沖縄県特定不妊治療費助成事業証明書の終期が2019年4月1日以降の方 ②一般不妊治療:2019年4月1日以降に治療開始した方※年齢制限無し ①②に共通 ・戸籍上の夫婦・恩納村に1年以上住所を有している前年所得が合計730万円未満・村税等の滞納がない・医療保険に加入している世帯。
		助成上限額(1回あたり) ・特定不妊治療:年度内助成限度額:30万円(県要綱第4条別紙のC及びFの場合は上限7万5千円)。 ・一般不妊治療:年度内助成限度額:13万円
		回数制限 制限なし ※一般不妊治療助成期間:治療開始から2年間
		医療機関の条件 特定:(沖縄県要綱に準ずる)・一般:(一般不妊治療が可能な病院)
		その他 令和2年から上限額を15万円から30万円に増額。
		制度名称 金武町不妊治療費等助成事業
		制度開始年度 平成26年
10 金武町	保健福祉課	対象治療 一般不妊治療(タイミング療法、薬物療法、人工授精)特定不妊治療、治療に伴う検査、不育治療及び不育に関する検査
		対象者 戸籍上の夫婦、1年以上前から本町に住所を有する者、税金等の滞納の無い者
		助成上限額(1回あたり) 年度内助成限度額:特定:15万、一般:15万、検査:6万、不育検査及び不育治療:15万
		回数制限 なし
		医療機関の条件 一般不妊治療が可能な病院。特定については県に準ずる。
		その他 助成期間は通算5年。申請期間は治療から1年以内。 助成することのできる治療費等は医療保険各法の規定による高額療養費及び附加給付を控除した額とする。
11 嘉手納町	子ども家庭課 母子保健係	制度名称 嘉手納町特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 平成24年度
		対象治療 平成24年4月1日以降に終了した特定不妊治療で、県助成事業により助成金の交付決定を受けた治療
		対象者 ・法律上の婚姻をしている又は事実上の婚姻関係にある者 ・申請時に夫婦のいずれか又は両方が、本町に住所を有している ・町税等を滞納していないの全てに該当する夫婦
		助成上限額(1回あたり) 15万円
		回数制限 なし
12 北谷町	保健衛生課	医療機関の条件 なし
		その他 申請は1回の治療ごとに、治療終了後1年以内にしなければならない。
		制度名称 北谷町特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 平成28年度
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 ① 沖縄県特定不妊治療費助成事業から助成を受けていること ② ①により助成を受けた後、確定申告で医療費控除をしていないこと ③ 法律上の婚姻をしていること ④ 申請日において、夫婦の双方又は一方が北谷町に1年以上住所を有していること ⑤ 町税等(町県民税・軽自動車税・国民健康保険税など)を滞納していないこと
		助成上限額(1回あたり) 15万円(県要綱第4条別紙のC及びFの場合は上限7万5千円)
		回数制限 なし
		医療機関の条件 沖縄県と同内容
		その他

10.県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和4年9月時点)

市町村	所属	支援制度内容
13 中城村	こども課	制度名称 中城村特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 H27年4月1日
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 ・県要綱により助成金を受けている夫婦 ・申請時に夫婦の双方又は一方が、本村に1年以上住所を有している ・村税等を滞納していない夫婦
		助成上限額(1回あたり) 15万円(沖縄県要綱第4条C及びFにあつては7万5千円)
		回数制限 沖縄県と同内容
		医療機関の条件 沖縄県と同内容
		その他
14 渡嘉敷村	民生課	制度名称 渡嘉敷村特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 平成29年10月1日
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 沖縄県特定不妊治療費助成事業要綱により助成金を受けている夫婦
		助成上限額(1回あたり) 1年度当たり15万円
		回数制限 回数制限なし
		医療機関の条件 沖縄県特定不妊治療費助成事業要綱の対象医療機関
		その他
15 座間味村	住民課	制度名称 島外での通院並びに入院等にかかる船舶運賃及び宿泊費補助金
		制度開始年度 平成30年度
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 沖縄県から特定不妊治療費助成事業承認決定を受けた者で、特定不妊治療を受ける夫婦
		助成上限額(1回あたり) (1人1回あたり)船舶運賃2,580円上限+宿泊費1泊4,000円上限
		回数制限 なし
		医療機関の条件 特定不妊治療のできる医療機関
		その他 沖縄県離島患者等支援事業を活用
16 粟国村	民生課	制度名称 離島患者等支援助成事業
		制度開始年度 平成30年度
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 沖縄県特定不妊治療費助成事業により助成金を受けている夫婦
		助成上限額(1回あたり) 船舶運賃(2,320円)全額と宿泊費1泊上限6,000円(1回受診際し基本的に2泊)
		回数制限 回数制限なし
		医療機関の条件 沖縄県が指定している医療機関
		その他 平成30年4月1日から適用
17 南大東村	福祉民生課 保健センター	制度名称 南大東村妊娠(不妊治療を含む)・出産に関する補助金取り扱い要綱
		制度開始年度 平成25年度
		対象治療 不妊と診断されたもの
		対象者 不妊治療で本島の医療機関に通っている夫婦
		助成上限額(1回あたり) 航空費20,880円+宿泊費12,000円(6,000円×2泊)
		回数制限 年12回
		医療機関の条件 なし
		その他
18 北大東村	福祉衛生課	制度名称 北大東村特定患者通院にかかる渡航費助成金交付要綱
		制度開始年度 平成28年度(平成29年度改正)
		対象治療 不妊治療
		対象者 不妊治療で本島の医療機関に通っている夫婦
		助成上限額(1回あたり) 航空費20,880円+宿泊費12,000円(6,000円×2泊)
		回数制限 回数制限なし
		医療機関の条件 なし
		その他
19 久米島町	福祉課	制度名称 久米島町特定不妊治療費助成事業・久米島町特定不妊治療等に係る渡航費助成金
		制度開始年度 平成24年度
		対象治療 特定不妊治療
		対象者 戸籍上の夫婦で、夫婦の両方が本町に住所を有していること 沖縄県が実施する特定不妊治療助成事業の助成承認決定を受けている者 夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方 町税等を滞納していない方
		助成上限額(1回あたり) 治療費助成:15万円 渡航費助成:往復10,000円限度、回数制限なし
		回数制限 沖縄県の事業に準ずる
		医療機関の条件 沖縄県が指定している医療機関
		その他 渡航費助成については、沖縄県離島患者等支援事業を活用

10.県内市町村における不妊治療支援制度実施状況(令和4年9月時点)

市町村	所属	支援制度内容
20 糸満市	健康推進課	制度名称 糸満市特定不妊治療費助成事業
		制度開始年度 平成28年度
		対象治療 平成28年度4月1日以降に終了した治療であって県の助成金の交付を受けた治療
		対象者 1、沖縄県助成事業により助成金の交付決定を受けた夫婦 2、申請時に、夫婦の一方又は双方が糸満市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に1年以上記録されている夫婦 3、市税等を滞納していない夫婦 4、他の市町村から同様の助成を受けていないこと 5、これまでに受けた市助成額が65,000円を超えていないこと(過去年度を含む)
		助成上限額(1回あたり) 1人あたり上限65,000円
		回数制限 なし(65,000円に到達するまで)
		医療機関の条件 県に準ずる
		その他 特定不妊治療に要した費用から県助成金を差し引いた額を助成の対象とする。治療終了後1年以内に申請すること。
21 宮古島市	健康増進課	制度名称 宮古島市不妊治療等に係る航空運賃の一部助成事業
		制度開始年度 平成27年
		対象治療 特定不妊治療、妊娠婦、不育症
		対象者 宮古島市に居住し、かつ、住民基本台帳に登録された者で、沖縄県の発行する特定不妊治療費助成事業承認決定書の交付を受けている者及びその配偶者、若しくは保険適用不妊治療を受けている患者、市町村から母子健康手帳の交付を受けた妊娠婦のうち、本市以外の医療機関での妊娠婦健康診査及び出産を要すると医療状況により医師が認めた者、不育症検査費用助成事業承認決定通知書の交付を受けている者または不育症治療を受けている者、付添人については、本市以外の医療機関で行う妊娠婦健康診査及び出産、不育症検査及び治療に同行する者のうち、医師及び市長が付添いを要すると認める場合であり、当該支給対象者の親権を行う者、配偶者、三親等以内の親族、後見人、保佐人、補助人又はその他妊娠婦を監護する者のうち1名
		助成上限額(1回あたり) (1人1回あたり)航空運賃片道6,500円往復13,000円(ただし助成額に満たない場合は実費)＋宿泊費2泊まで(1泊上限8,000円)
		回数制限 不妊治療:夫婦で各年度8回まで(ただし女性は6回まで)、妊娠婦:3回、不育症:2回
		医療機関の条件 なし
		その他 妊娠婦についてはR3.8月より、宿泊及び不育症については、R4.4月より適用
22 石垣市	健康福祉センター	制度名称 石垣市難病患者等渡航費等助成事業
		制度開始年度 平成29年度
		対象治療 本市以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病・特定疾病・小児慢性特定疾病・がん・妊娠婦・不妊(生殖補助医療)治療中の方
		対象者 本市以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病患者・特定疾患患者・小児慢性特定疾病患者・がん患者・妊娠婦・不妊治療(生殖補助医療)中の方、及び未成年者若しくは介護保険法における要介護者又は要支援者、医師が通院のため必要と認める者(本市が付き添いを認める場合)の付き添いで同行する方のうち1名。
		助成上限額(1回あたり) 往復15,000円(片道あたり7,500円)ただし、助成額に満たない場合は実費。各年度上限1人3万円まで。宿泊費も、各年度上限額30,000円まで(泊数制限無し。ただし1泊上限5,000円)
		回数制限 回数制限なし
		医療機関の条件 なし
		その他 県が交付する特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の提出(経過措置の間)
23 竹富町	健康づくり課	制度名称 竹富町難病患者等渡航費助成事業
		制度開始年度 平成29年度
		対象治療 本町以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病・特定疾病・小児慢性特定疾病・がん・妊娠婦・特定不妊治療中の方
		対象者 本町以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている指定難病患者・特定疾病・小児慢性特定疾病・がん・妊娠婦・特定不妊治療中の方および未成年者若しくは介護保険法における要介護者又は要支援者、又は医師が必要と認める付き添いで同行する方のうち1名。
		助成上限額(1回あたり) 離島割引運賃に基づく船賃の全額、航空運賃の80%、宿泊が必要と認められる場合に限り1泊上限5,000円、回数・助成可能金額等には上限はありませんが、県の発行する医療受給者証、事業承認決定通知書等が必要な場合有り。
		回数制限 なし(ただし、県外への渡航の場合助成不可)
		医療機関の条件 本市以外の医療機関での通院治療が必要であると医師が認めた者(ただし、県外への渡航の場合助成不可)
		その他
24 与那国町	長寿福祉課	制度名称 難病患者等の通院治療に係る渡航費等助成
		制度開始年度 平成30年度
		対象治療 指定難病、特定疾患、小児慢性特定疾患、悪性新生物疾患、子宮頸がん予防接種後副反応、特定不妊治療
		対象者 沖縄県特定不妊治療費助成事業承認決定通知により通知を受けた申請者及びその配偶者で、島外医療施設で不妊治療を受ける夫婦
		助成上限額(1回あたり) 船舶及び航空路を利用した石垣島又は沖縄本島航路及び航空路運賃往復の8割相当の額を助成
		回数制限 無し
		医療機関の条件 無し
		その他

